議 案 第 五. + 三

号

港 区 立 障 害 者 支 援 ホ ]

 $\Delta$ 

条

例

右  $\mathcal{O}$ 議 案 を 提 出 す る

亚 成 三 + 年 九 月 + 日

提 出 者 港 区 長 武 井

雅

昭

港 区 <u>\</u> 障 害 者 支 援 ホ  $\Delta$ 条 例

目 的

第 七 条 ک  $\mathcal{O}$ 条 例 は 障 害 者  $\mathcal{O}$ 日 常 生 活 及  $\mathcal{U}$ 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 法 律 平 成 +

備 年 L 法 律 障 第 害 百 者 + 等 三  $\mathcal{O}$ 号 施 0 設 に 以 お 下 け る 法 \_ 生 活 と  $\mathcal{O}$ 1 支 う 援 及 び 第 相 五 談 条 支 第 援 + を 行 項 に ک 規 と 定 に す ょ る り 障 害 者 障 支 害 者 援 等 施 が 設 住 を

う

慣 れ た 地 域 で 安 心 L て 暮 5 す ۲ لح が で き る ょ う に す る た  $\Diamond$ 港 区 立 障 害 者 支 援 ホ  $\Delta$ 以

下 支 援 ホ ] A と 1 う。  $\mathcal{O}$ 設 置 及 び 管 理 運 営 に 関 L 必 要 な 事 項 を 定  $\Diamond$ る ک と を 目 的 لح

す る

4

整

名 称 及 び 位 置

第 条 支 援 ホ ]  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 位 置 は 次  $\mathcal{O}$ と お り と す る

三 事 三 五. 兀 業 条 港 前 法 法 法 法 区 各 第 第 支 立 第 第 援 号 五. 五 五. 五 障 に 条 条 条 条 害 ホ 掲 第 第 第 第 者 げ 支 十 八 七 + ム 名 項 援 る 八 項 項 は ŧ 項 に に に ホ  $\mathcal{O}$ 12 規 規 規 第  $\mathcal{O}$  $\Delta$ 規 定 定 定 す す 南 ほ 定 す 条 称 か す る る る に 麻 る 生 施 定 布 短 区 期 設 相 活  $\otimes$ 長 談 入 介 る 入 が 支 所 護 所 目 必 援 支 的 要 以 を 以 援 と 下 以 下 達  $\overline{\phantom{a}}$ 認 以 下 成 東 下 す  $\otimes$ 短 生 京 る る 相 期 活 都 た 事 談 入 介 施 港 業 支 設  $\emptyset$ 所 護 区 援 入 南 位 لح لح 所 次 麻 と 1 1 支  $\mathcal{O}$ 布 う 1 う 援 事 兀 う。 \_ 業 丁 لح を 置 目 行 1 六 う う 番 + 三 号

第

第 兀 人 数 条 と す 支 る 援 ホ ] ム  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 定 員 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 事 業  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ 当 該 各 号 に 定

め

る

定

員

一 施設入所支援 四十人

二 短期入所 四人

(休業日)

第 五. 条 支 援 ホ 1 7  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 休 業 日 は 次  $\mathcal{O}$ と お り と す る。 た だ L 施 設 入 所 支 援 及 び 短

期

入

所は、休業しないものとする。

日 曜 日 及 び 土 曜 日 相 談 支 援 に 0 1 て は 土 曜

玉 民  $\mathcal{O}$ 祝 日 に 関 す る 法 律 昭 和 + 三 年 法 律 第 百 七 + 八 뭉 12 定  $\Diamond$ る 休 日 以 下 玉 民

日

を

除

<

の祝日」という。)

月 日 及 び 同 月 三 日 並 び に + <u>-</u> 月 + 九 日 か 5 同 月 三 + \_ 日 ま で 以 下 年 末 年

休日」という。)

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ 5 ず 区 長 が 必 要 لح 認  $\Diamond$ る لح き は ک れ を 変 更 L 又 は 臨 時 に 休

業

す

始

 $\mathcal{O}$ 

ることができる。

(利用時間)

第 六 条 支 援 ホ ] L  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 利 用 時 間 は 次 0) 各 号 に 掲 げ る 事 業  $\mathcal{O}$ 区 分 12 応 ľ 当 該 各 号 に 定

める時間とする。

施 設 入 所 支 援 次  $\mathcal{O}$ 1 及 び 口 に 掲 げ る 区 分 12 応 じ そ れ ぞ れ 1 及 び 口 に 定  $\Diamond$ る 時 間

1 月 曜 日 カュ 5 金 曜 日 ま で 国 民  $\mathcal{O}$ 祝 日 及 び 年 末 年 始  $\mathcal{O}$ 休 日 を 除 < 午 前 零 時 か 5 午

前 九 時 ま で 及 び 午 後 五. 時 か 5 午 後 + 時 ま で

口 日 曜 日 土 曜 日 玉 民  $\mathcal{O}$ 祝 日 及 び 年 末 年 始  $\mathcal{O}$ 休 日 午 前 零 時 か 5 午 後 + 時 ま で

生 活 介 護 午 前 九 時 カ 5 午 後 五. 時 ま で

三 短 期 入 所 午 前 零 時 カゝ 5 午 後 + \_ 時 ま で

時

ま

で

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カン わ 5 ず ` 区 長 が 必 要 لح 認 8 る لح き は 利 用 時 間 を 変 更 す る ک と が で き る

(利用できる者の範囲)

第 七 条 支 援 ホ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 事 業 を 利 用 で き る 者 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 撂 げ る 事 業  $\mathcal{O}$ 区 分 に 応 じ 当 該 各 号

に定める者とする。

施 設 入 所 支 援 及 び 生 活 介 護 次  $\mathcal{O}$ 1 ず れ か 12 該 当 す る 者

1 身 体 障 害 者 身 体 障 害 者 福 祉 法 昭 和 + 兀 年 法 律 第 <u>-</u> 百 八 + 三 号 第 匹

条

に

規

定

す

る 身 体 障 害 者 を 11 う 以 下 同 じ で あ 0 7 法 第 + \_ 条 第 八 項 に 規 定 す る 障 害 福 祉

サ ピ ス 受 給 者 証 以 下 受 給 者 証 لح 1 う  $\mathcal{O}$ 交 付 を 受 け た ŧ  $\mathcal{O}$ 

口 身 体 障 害 者 福 祉 法 第 + 八 条 第 \_ 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ V) 支 援 ホ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 施 設 入 所 支 援 及 び

生

活

介

護の措置を受けた身体障害者

短 期 入 所 次  $\mathcal{O}$ 11 ず れ カ に 該 当 す る 者

イ 身 体 障 害 者 又 は 知 的 障 害 者 知 的 障 害 者 福 祉 法 昭 和 三 + 五 年 法 律 第 三 + 七 号 に 11

う 知 的 障 害 者  $\mathcal{O}$ う 5 十 八 歳 以 上 で あ る 者 を 1 う 以 下 同 ľ 0 で あ 0 て 受 給 者 証  $\mathcal{O}$ 交

付を受けたもの

口 障 害 児 児 童 福 祉 法 昭 和 +年 法 律 第 百 六 + 兀 号 第 兀 条 第 項 に 規 定 す る 障 害

児 を 11 う 以 下 同 ľ に 係 る 保 護 者 同 法 第 六 条 に 規 定 す る 保 護 者 を 11 う 以 下 同 ľ

で あ 0 7 受 給 者 証  $\mathcal{O}$ 交 付 を 受 け た Ł 0

ハ 身 体 障 害 者 福 祉 法 第 + 八 条 第 <del>---</del> 項 又 は 知 的 障 害 者 福 祉 法 第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 支

援 ホ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 短 期 入 所  $\mathcal{O}$ 措 置 を 受 け た 身 体 障 害 者 又 は 知 的 障 害 者

相 談 支 援 次  $\mathcal{O}$ イ か 5 ハ ま で に 掲 げ る 事 業 0) 区 分 に 応 ľ そ れ ぞ れ 1 か 5 ハ ま で に 定  $\Diamond$ 

る者

三

=

児

童

福

祉

法

第

\_

+

条

 $\mathcal{O}$ 

六

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

ょ

ŋ

支

援

ホ

 $\Delta$ 

 $\mathcal{O}$ 

短

期

入

所

 $\mathcal{O}$ 

措

置

を

受

け

た

障

害

児

イ 法 第 五. 条 第 + 八 項 に 規 定 す る 地 域 相 談 支 援 以 下 \_ 地 域 相 談 支 援 \_ と 1 う 0

五. + 条  $\mathcal{O}$ 五. 第 \_\_ 項 に 規 定 す る 地 域 相 談 支 援 給 付 決 定 を 受 け た 者

五. + \_ 条  $\mathcal{O}$ 十 七 第 <del>--</del> 項 に 規 定 す る 計 画 相 談 支 援 対 象 障 害 者 等

口

法

第

五.

条

第

+

八

項

に

規

定

す

る

計

画

相

談

支

援

以

下

 $\neg$ 

計

画

相

談

支

援

\_

と

1

う

0

法

第

法

第

法

第

兀

条

第

ハ 法 第 五. 条 第 + 九 項 に 規 定 す る 基 本 相 談 支 援 区 内 12 住 所 を 有 す る 障 害 者

項 に 規 定 す る 障 害 者 を 1 う 及 び 障 害 児 並 び に そ  $\mathcal{O}$ 保 護 者 及 び そ  $\mathcal{O}$ 障 害 者 又 は そ  $\mathcal{O}$ 

障害児の介護を行う者

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に カゝ カン わ 6 ず 区 長 が 適 当 と 認  $\Diamond$ る 者 は 支 援 ホ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 事 業 を 利 用 す る لح

が

できる。

(利用の契約)

第 八 条 施 設 入 所 支 援 生 活 介 護 短 期 入 所 地 域 相 談 支 援 及 び 計 画 相 談 支 援 を 利 用 L ょ

う

لح

す る 者 は 区 規 則 で 定 8 る لح ک ろ に ょ ŋ ` 利 用 12 関 す る 契 約 を 締 結 L な け れ ば な 6 な 11

## 利 用 料 金

第 九 る  $\mathcal{O}$ 額 規 条 を 定 支 に 前 援 ょ 条 る ホ  $\mathcal{O}$ 指 規 A 定 定 に  $\mathcal{O}$ を 事 受 ょ 業 け り  $\mathcal{O}$ た 契 利 者 約 用 12 を に 対 締 係 L 結 る L 料 次 金 支  $\mathcal{O}$ لح 各 援 号 L ホ て 12 支 掲  $\Delta$ 払 げ  $\mathcal{O}$ 事 わ る な 事 業 け 業 を れ 利  $\mathcal{O}$ ば 区 用 な 分 す 5 に る 者 な 応 11 ľ は 当 第 該 十 各 号 条 第 に 定 項 8

1 る  $\mathcal{O}$ 施 と 額 法 設 き 第 入 そ は 所  $\mathcal{O}$ + 支 当 九 援 額 が 該 条 現 現 第 生 12 に 三 活 当 事 項 介 業 該 第 護 に 事 及 \_\_\_ 号 び 要 業 L に に 短 た 要 規 期 費 し 定 入 た す 所 用  $\mathcal{O}$ 費 る 用 厚 額 次  $\mathcal{O}$ 生  $\mathcal{O}$ 額 労 1 働 及 大  $\mathcal{U}$ 口 に 臣 口 掲 が に げ 定 掲 る げ 8 費 る る 用 基 費  $\mathcal{O}$ 準 用 額 に  $\mathcal{O}$ ょ 額 を 除 り  $\mathcal{O}$ < 算 合 定 計 L 額 た を 費 超

え

用

口 ち 費 厚 用 法 生 そ 第 労  $\mathcal{O}$ 働 他 + 省  $\mathcal{O}$ 九 令 条 日 で 常 第 定 生 <del>--</del>  $\otimes$ 活 項 る 12 に 費 要 規 用 す 定 す  $\mathcal{O}$ る 費 る 額 食 用 又 事 は  $\mathcal{O}$ 創 提 供 作 的 に 要 活 動 す 若 る L 費 < 用 は 生 居 産 住 若 活 L 動 < に 要 は す 滞 る 在 費 に 要 用  $\mathcal{O}$ す う る

業 算 に 定 地 要 域 L た 相 費 談 費 用 支  $\mathcal{O}$ 援 額 額 法  $\overline{\phantom{a}}$ そ 第  $\mathcal{O}$ 五. 額 + が 現 条 に  $\mathcal{O}$ 当 十 該 兀 事 第 三 業 に 項 要 12 L 規 た 定 費 す 用 る  $\mathcal{O}$ 厚 額 生 を 労 超 働 え 大 る 臣 لح が き 定 は  $\otimes$ る 当 基 該 準 現 に に ょ 事 り

L

た

用

 $\mathcal{O}$ 

算 定 計 L 画 た 相 費 談 用 支  $\mathcal{O}$ 援 額 法  $\overline{\phantom{a}}$ そ 第  $\mathcal{O}$ 五. 額 + が 現 条 に  $\mathcal{O}$ 当 十 該 七 事 第 業 に 項 要 に L 規 た 定 費 す 用 る  $\mathcal{O}$ 厚 額 生 を 労 超 働 え 大 る 臣 と が き 定 は  $\Diamond$ る 当 基 該 準 現 に に ょ 事 n

業に要した費用の額)

前 項 各 号 に 撂 げ る 事 業 以 外  $\mathcal{O}$ 支 援 ホ ] ム  $\mathcal{O}$ 事 業 は 無 料 と す る

(損害賠償の義務)

2

第 + 条 支 援 ホ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 施 設 に 損 害 を 与 え た 者 は 区 長 が 相 当 と 認  $\otimes$ る 損 害 額 を 賠 償 L な け れ ば

な 5 な 11 0 た だ L 区 長 が B む を 得 な 1 理 由 が あ る لح 認 8 る لح き は そ  $\bigcirc$ 額 を 減 額 し 又

は

免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 + 条 区 長 は 地 方 自 治 法 昭 和 + 年 法 律 第 六 + 七 号 第 百 兀 + 几 条  $\mathcal{O}$ 第 三

項

 $\mathcal{O}$ 

規 定 12 ょ ŋ 社 会 福 祉 法 昭 和 + 六 年 法 律 第 兀 十 五 号 第 + 条 に 規 定 す る 社 会 福 祉 法

人 以 下 社 会 福 祉 法 人 \_ لح 11 う  $\overline{\phantom{a}}$ で あ 0 て 区 長 が 指 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 以 下  $\neg$ 指 定 管 理 者 \_ لح

11 う に 支 援 ホ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 管 理 運 営 に 関 す る 業 務  $\mathcal{O}$ う 5 次 に 掲 げ る £  $\mathcal{O}$ を 行 わ せ る と が

できる。

第 三 条 各 号 に 掲 げ る 事 業 に 関 す る 業 務

施 設 付 属 設 備 及 び 物 品  $\mathcal{O}$ 保 全  $\overline{\phantom{a}}$ 軽 易 な 修 繕 及 び 整 備 を 含 む 以 下 同 ľ 12 関 す る

業

務

施 設 内  $\mathcal{O}$ 清 潔  $\mathcal{O}$ 保 持 整 頓 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 環 境 整 備 に 関 す る 業 務

(指定管理者の指定)

第 + 条 指 定 管 理 者 と L て 0) 指 定 を 受 け ょ う لح す る 者 は 区 規 則 で 定  $\Diamond$ る کے ろ に ょ ŋ 区

長 に 申 請 L な け n ば な 5 な 11

2 区 長 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 申 請 が あ 0 た と き は 次 に 掲 げ る 基 準 に ょ り 最 £ 適 切 に 支 援 ホ

A  $\mathcal{O}$ 管 理 運 営 を 行 う ک と が で き る と 認  $\Diamond$ る 者 を 指 定 管 理 者 に 指 定 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と す る

前 条 各 号 12 撂 げ る 業 務 に 0 11 7 相 当  $\mathcal{O}$ 知 識 及 び 経 験 を 有 す る 者 を 当 該 業 務 に 従 事 さ せ る

 $\overset{\sim}{\smile}$ と が で き る لح

安 定 的 な 経 営 基 盤 を 有 L て 11 る  $\subseteq$ لح

三 支 援 ホ  $\Delta$  $\mathcal{O}$ 効 用 を 最 大 限 に 発 揮 す る に 効 率 的

لح

لح

ŧ

な

管

理

運

営

が

で

き

る

兀 関 係 法 令 及 び 条 例  $\mathcal{O}$ 規 定 を 遵 守 L 適 正 な 管 理 運 営 が で き る ک と 。

五 前 各 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ カコ 区 規 則 で 定  $\otimes$ る 基 潍

3 区 長 は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 指 定 を す る لح き は 効 率 的 か 0 効 果 的 な 管 理 運 営 を

考

慮

L

指

定  $\mathcal{O}$ 期 間 を 定 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ لح す る

指 定 す る ک لح が で き な 11 社 会 福 祉 法 人

第 +  $\equiv$ 条 区 長 は 区 議 会 議 員 区 長 副 区 長 教 育 長 並 び に 地 方 自 治 法

第

百

八

+

条

 $\mathcal{O}$ 

五.

第

項 に 規 定 す る 委 員 会  $\mathcal{O}$ 委 員 及 び 委 員 が 理 事 若 L < は 監 事 又 は  $\overset{\succ}{\smile}$ n 5 に 準 ず ベ き 者 と な 0 て

11 る 社 会 福 祉 法 人 を 指 定 管 理 者 に 指 定 す る لح が で き な 11

指 定 管 理 者  $\mathcal{O}$ 指 定  $\mathcal{O}$ 取 消 L 等

第 + 定 に 兀 ょ 条 る 指 区 定 長 を は 取 ŋ 指 消 定 L 管 理 者 又 は が 期 次  $\mathcal{O}$ 間 を 各 号 定  $\mathcal{O}$  $\otimes$ て 1 管 ず 理 れ 運 か 営 に 該  $\mathcal{O}$ 当 業 務 す る  $\mathcal{O}$ と 全 部 き 若 は L < 第 は + <del>\_</del> 部 条 第  $\mathcal{O}$ 停 止 項 を  $\mathcal{O}$ 命 規

管 理 運 営  $\mathcal{O}$ 業 務 又 は 経 理  $\mathcal{O}$ 状 況 に 関 す る 区 長  $\mathcal{O}$ 指 示 に 従 わ な 1 لح き

ず

る

ک

لح

が

で

き

る

\_ 第 + 条 第 項 各 뭉 に 撂 げ る 基 準 を 満 た さ な < な 0 た と 認  $\otimes$ る لح き。

 $\equiv$ 第 + 六 条 第 項 各 号 に 掲 げ る 管 理 運 営  $\mathcal{O}$ 基 準 を 遵 守 L な 1 لح き

兀 前 三 号 に 撂 げ る £  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か ` 当 該 指 定 管 理 者 に ょ る 管 理 運 営 を 継 続 す る ۲ لح が 適 当 で な

いと認めるとき。

(指定管理者の公表)

第

+ 五. 条 区 長 は 指 定 管 理 者  $\mathcal{O}$ 指 定 を L 若 L < は 指 定 を 取 り 消 L た لح き、 又 は 期 間 を 定 8

7 管 理 運 営  $\mathcal{O}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 全 部 若 L < は 部  $\mathcal{O}$ 停 止 を 命 ľ た と き は 遅 滞 な < そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 告 示 す る \$

のとする。

管理運営の基準等)

第 + 六 条 指 定 管 理 者 は 次 12 掲 げ る 基 準 に ょ ŋ 支 援 ホ ] A 0 管 理 運 営 12 関 す る 業 務 を 行 わ

なければならない。

関 係 法 令 及 び 条 例  $\mathcal{O}$ 規 定 を 遵 守 L 適 正 な 管 理 運 営 を 行 う ک لح

支 援 ホ 4  $\mathcal{O}$ 事 業 を 利 用 す る 者 に 対 L て 適 切 な サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 提 供 を 行 うこと。

三 施 設 付 属 設 備 及 び 物 品  $\mathcal{O}$ 保 全 を 適 切 に 行 う ۲ ح °

兀 業 務 に 関 連 L て 取 得 L た 個 人 に 関 す る 情 報 を 適 切 に 取 ŋ 扱 うこ ک °

項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 必 要 な

2

区

長

は

次

に

掲

げ

る

事

項

に

0

1

て

指

定

管

理

者

لح

協

定

を

締

結

す

る

t

 $\mathcal{O}$ لح

す

る。

関

L

事

項

前

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 業 務  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関 す る 事 項

三 業 務  $\mathcal{O}$ 実 績 報 告 に 関 す る 事 項

匹 前 三 号 に 掲 げ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か ` 支 援 ホ ] ム  $\mathcal{O}$ 管 理 運 営 に 関 L 必 要 な 事

項

委

任

第 十 七 条 ک  $\mathcal{O}$ 条 例  $\mathcal{O}$ 施 行 に 0 1 て 必 要 な 事 項 は ` 区 規 則 で 定  $\Diamond$ る

付 則

۲  $\mathcal{O}$ 条 例 は 区 規 則 で 定  $\otimes$ る 日 カュ 5 施 行 す る 0 た だ し ` 第 + 条 か 5 第 + 五. 条 ま で 及 び 第 +

七 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は ` 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 す る

説 明

障 害 者 支 援 ホ  $\Delta$ を 設 置 す る た め、 本 案 を 提 出 11 た L ま す